

# 三重県における環境アドバイザー協議会の歩みと成果

## The History and Fruits of Environmental Advisory Group in Mie Prefecture

辻上 正道\* 世古 勝\*\* 山内 俊孝\*\*\*

TSUJIKAMI Masamichi,SEKO Masaru,YAMAUCHI Toshitaka

### 1 はじめに

三重県は、自然環境に対する県民意識の高まりを受け、ため池整備を手始めに、生物多様性保全のための調査方法や事業制度を整備してきた。具体的には、平成13年7月に『ため池整備工事に係る希少生物等保全対策指針』を策定し、生態系調査や保全対策工事を実施している。

なかでも、「環境アドバイザー協議会」（正式名称：農業農村整備事業環境アドバイザー協議会）は、本県の生物多様性保全の取組みのコア組織であり、農業農村整備事業全般における多様な取組に対して専門的な指導・助言を行っている。また、環境アドバイザー協議会の会議（報告会）は、毎年度末に公開で開催されており、直接携わった関係者のみならず、今後対応が必要な現場を抱えている関係者にとっても格好の学習の場となっている。

以下に、この歩みと成果を報告する。

### 2 体制と取り組み

環境アドバイザー協議会の目的は、『ため池整備工事に係る希少生物等保全対策指針』に基づき実施する自然生態系の調査及び保全対策の要否や、県が農業農村整備事業の実施にあたり取り組むべき自然生態系保全対策工法に関して意見聴取を行うことである。その構成員は、大学の研究者、高校の生物教諭等の6名（植物、地質、昆虫、魚類、爬虫類の専門家）となっている。

構成員等は、県が行う事業着手前地区の現地概略調査（春、夏、秋の年3回）や、調査によって希少生物が発見された場合の保全対策に対して指導・助言を行う。

県は、そのアドバイスを基に概略の対策工法や保全計画を検討し、毎年度末に開催される環境アドバイザー協議会の報告会で発表して構成員等に意見を求める。報告会は、県民やマスコミ等にも呼びかけた公開の場となっており、これらの報告について討論を行い、再調査や調査範囲の拡大及び、保全対策工法の変更を行うこともある。その後、構成員等の意見を基に詳細設計を行い、保全対策工事を実施している。また、一部の地区では、事業完了後も必要に応じて助言を受け、保全活動を継続している。開催頻度は、概ね年に1回でこれまでに11回開催されており、審議した延べ地区数は約100地区となっている。

---

\* 三重県伊勢農林水産商工環境事務所 Ise Agriculture Forestry, Fishery, Commerce, Industry and Environment Office Mie Prefectural Government、\*\* 三重県総務部予算調整室 Budget Adjustment Office Department of General Affairs Mie Prefectural Government、\*\*\* 三重県農水商工部農業基盤室 Farmland Adjustment Office Department of Agriculture, Fisheries, Commerce and Industry Mie Prefectural Government  
キーワード：生物多様性、環境保全、環境情報協議会

### 3 成果と課題

環境アドバイザー協議会の成果としては、次の点がある。

- ・ 専門家である構成員等からアドバイスを受けることによって適切な保全対策が可能となるとともに、工事前後を比較した希少種の存在確認ができる。
- ・ 報告会を公開で開催することにより、希少種保全の意識が高まってきている。  
一方、課題として次の点が判ってきた。
- ・ 保全対策の取組が、事例としてストックされていない。
- ・ 保全対策工事の成果を、十分に把握できていない箇所が有る。また把握できていても、構成員や農業農村整備関係者には伝わっていない。
- ・ 事業完了後の保全活動を考えると、事業着手前の現地概略調査から、地元住民や地元小学生に参加してもらうことが重要である。

環境アドバイザー協議会の報告会開催状況

年度	開催日	地区数	工種別地区数
H13	H13. 7. 31	3	ため池 1、ほ場整備 2
H13	H14. 3. 19	10	ため池 8、ほ場整備 2
H14	H14. 9. 24	10	ため池 7、ほ場整備 2、中山間整備 1
	H15. 3. 7	11	ため池 8、ほ場整備 2、中山間整備 1
H15	H16. 3. 8	14	ため池 11、ほ場整備 2、中山間整備 1
H16	H17. 3. 18	10	ため池 6、ほ場整備 2、中山間整備 2
H17	H18. 3. 9	12	ため池 7、ほ場整備 2、中山間整備 1、排水路整備 1 河川応急対策 1
H18	H19. 3. 9	8	ため池 4、ほ場整備 2、中山間整備 1、河川応急対策 1
H19	H20. 5. 30	7	ため池 3、ほ場整備 2、中山間整備 1、排水路整備 1
H20	H21. 3. 5	5	ため池 2、ほ場整備 2、排水路整備 1
H21	H22. 6. 2	6	ため池 3、ほ場整備 2、中山間整備 1
計		延べ 地区数 96	延べ地区数 ため池 60、ほ場整備 22、中山間整備 9、排水路整備 3 河川応急対策 2

### 4 今後の展開

上記課題を解決するために『ため池整備工事に係る希少生物等保全対策指針』を拡充し、『農業農村整備工事に係る希少生物等保全対策指針』を平成22年4月に策定した。

この中では、次の事項を新たに定め、今後の生物多様性保全を充実させていくこととしている。

- ・ 保全対策工事を行った地区については、原則、事業完了後2年目に「事後調査」を実施し成果を検証する。また、地区毎に、現地概略調査の結果、保全対策工法の内容、事後調査の結果、委員からの意見を整理し、事例集として積み重ねていく。
- ・ 事業着手前の現地概略調査から、地元住民や地元小学生に広く参加を呼びかける。

なお、詳しい資料が残っている10地区については、平成21年度に「環境アドバイザー協議会事例集」として取組を集約しており、今後の事業実施に役立てることとしている。